

## 社会福祉法人埼玉県共同募金会における個人情報保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人埼玉県共同募金会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものをいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

### (本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

### (事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

**(利用目的外の利用の制限)**

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

**(取得の制限)**

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

4 本会は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

**(取得に際しての利用目的の通知等)**

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### (個人データの適正管理)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### (個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

#### (保有個人データの開示等)

第11条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し

出があったときは、様式 1 により身分証明書等で本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 開示は、様式 2 の書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し様式 2 の書面により遅滞なく行うものとする。

#### (保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第 12 条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、様式 3 の書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し、様式 4 の書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

#### (個人情報保護管理者)

第 13 条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会事務局長(以下「事務局長」という。)とする。
- 3 事務局長は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する従業者に委任することができる。

#### (苦情対応)

第 14 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。
- 3 事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。

#### (従業者の義務)

第 15 条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人

情報保護管理者に報告するものとする。

- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

#### (その他)

第 16 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県共同募金会における各事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

埼玉県共同募金会個人情報保護規程第5条の規定に基づき、各事業にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。これらの事業への対応については、本会個人情報保護管理者及び苦情対応担当者が担当いたします。

No.	事業名	個人情報の種類（本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	個人情報の利用目的	第三者提供の有無及びその内容
1	募金事業	寄付者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額等	寄付者への領収書、礼状等の発行業務、表彰・感謝に関する業務及び募金の呼びかけを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・市町村社会福祉協議会との連携（共同募金は市町村社会福祉協議会と連携して実施するため、市町村社会福祉協議会の広報誌に募金寄付者を載せる場合の情報提供。）
2	配分事業	共同募金配分申請者が、受配要望書に記載した事項 ・申請した施設、団体等の代表者名等	配分申請の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（配分統計システム・赤い羽根データベースはねっとを共同利用する。ただし、中央共同募金会においては個人情報を利用することはないものとする。）
3	個人住民税控除対象寄附者に関する事業	個人住民税控除対象寄附者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額	寄付者への領収書発行等の業務を適正かつ円滑に行うとともに、寄付者が適正な税控除等を受けられるようにすることを目的とする。	・当該市町村税務担当課との連携（住民税控除業務に伴い、当該寄附者名簿を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（本事業の運営について、自治省（平成元年当時）より、当該寄附者名簿を中央共同募金会に提出する旨義務付けられていることに伴う情報提供。ただし、中央共同募金会においては住民税控除業務に関連して必要に応じて当該情報を総務省に提供する以外、情報の保管に留め利用することはないものとする。）
4	NHK 歳末たすけあい募金事業	NHK 歳末たすけあい募金への寄付者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額等	寄付者への領収書、礼状等の発行業務、表彰・感謝に関する業務及び募金の呼びかけを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（礼状及び募金呼びかけの送付を行うための情報提供。） ・NHK さいたま放送局との連携（NHK さいたま放送局において共同で募金の事業を行うための情報提供。）
5	受配者指定寄付金事業	寄付者が、寄付申込書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額 ・受配施設等の代表者名等 受配者が、寄附金配分申請書等に記載した事項 ・受配施設等の代表者名等	受配者指定寄付金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・県との連携（寄付者と受配者との間に特別な関係について、県の証明書の発行を必要とする場合、県に必要な情報を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（100万円を超える寄付に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、本事業は財務省との協議を必要とすることから、当該情報は、中央共同募金会を通じて財務省に提出する。）
6	財団法人中央競馬馬主社会福祉財団、財団法人JK A、財団法人車輛競技公益公益資金記念財団の補助事業	寄付者が、申請書に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額 ・受配施設等の代表者名等	補助金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、補助金の審査、決定等、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。 ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（補助事業に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、中央共同募金会では提出書類を取りまとめ、各補助団体に提出する。）
7	表彰・感謝事業	共同募金への協力に伴う表彰・感謝対象者が、関係書類に記載した事項 ・氏名、住所、具体的な協力内容	寄付者への表彰・感謝に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・県及び市町村との連携（知事表彰及び市町村表彰のため、当該対象者情報を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（中央共同募金会会長表彰または厚生労働大臣表彰のため、当該対象者情報を提出する。なお、厚生労働大臣表彰対象者の情報は、中央共同募金会を通じて厚生労働省に提出する。）
8	奉仕者事故見舞金事業	共同募金活動中に事故にあった奉仕者が、関係書類に記載した事項 ・氏名、住所、具体的な事故の内容	奉仕者への事故見舞いを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（奉仕者事故見舞金を運営している中央共同募金会に対し、当該対象者情報を提出する。）
9	募金ボランティア事業	共同募金への協力のため、募金ボランティアが関係書類に記載した事項 ・自治会、町内会等の会長等の氏名 ・街頭募金ボランティアの代表者等の氏名	共同募金ボランティアの養成及び募金の連絡業務を行うことを目的とする。	
10	法人運営事業	本会及び支会の理事、監事等が履歴書等に記載した事項 ・本会及び支会の理事当役職員の氏名、住所、所属、役職等 市区町村が、関係書類に記載した事項 ・支会長、事務局長、担当者の氏名	法人業務の決定、事業の遂行を適切に行うとともに、役職員の氏名を対外的に明確にすることを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（中央共同募金会が作成している「共同募金会便覧」に本会の職員と併せて役員の名前を情報提供する。） ・県との連携（県への現況報告及び検査指導の際に本会の役職員の名簿等を提出する。）